

【イギリス】2018年宇宙産業法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

* イギリスでは2018年3月15日に、1986年宇宙活動法の内容を拡充し、宇宙での商業活動の拡大及び宇宙港事業に関する規制の枠組みを定める2018年宇宙産業法が制定された。

1 制定に至る経緯

イギリスでは従来、1986年に制定され、全4章15か条から成るいわゆる宇宙活動法¹（1986年法律第38号。以下「1986年法」）が宇宙物体（space object）の打上げ・運用及び宇宙空間（outer space）における活動について規定を設けていた。宇宙物体とは人工衛星等を指し、同法第13条は、その構成部分、打上げ機及びその部品も含むと定義している。また、宇宙空間には、月その他の天体が含まれる（同条）。

現政権の主要政策を示した2017年6月21日の女王演説でも、商業衛星を含む新産業においてイギリスが世界のリーダーにとどまるための立法を行うことが述べられていた²。同演説によれば、イギリスの宇宙産業は、同国の経済にとって137億ポンド³の価値を有し、3万8千人以上の雇用を生み出しているという⁴。さらに、世界シェアを、演説時点の6.5%から2030年までに10%に引き上げるという目標が掲げられた。そして、2017年6月27日、政府が提出した宇宙産業法案⁵の審議が議会で開始され、2018年3月15日、両院での可決を経て、同年法律第5号（以下「2018年法」）⁶として成立した。

2 2018年法の概要

2018年法は、既存の1986年法の内容を拡充し、宇宙での商業活動の拡大及びイギリスの宇宙港事業に関する規制の枠組みを定めるもので、全15章72か条から成る。なお、1986年法による上述の宇宙物体及び宇宙空間に関する定義に変更はない。

(1) 宇宙飛行活動の定義等

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年6月11日である。

¹ Outer Space Act 1986 c.38. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1986/38/introduction>> なお、1986年法の正式名称は、An Act to confer licensing and other powers on the Secretary of State to secure compliance with the international obligations of the United Kingdom with respect to the launching and operation of space objects and the carrying on of other activities in outer space by persons connected with this country（この国と関連する者による宇宙物体の打上げ及び運用並びに宇宙空間におけるその他の活動の実施に関して連合王国の国際的な義務への適合を確保するため免許交付その他の権限を国務大臣に与える法律）である。また、1986年法の邦訳に関しては、宇宙航空研究開発機構「Space Law—世界の宇宙法—」中の「イギリス」<<http://stage.tksc.jaxa.jp/spacelaw/country/eu/25.J.pdf>> の項を参照。

² *The Queen's Speech and Associated Background Briefing, on the Occasion of the Opening of Parliament on Wednesday 21 June 2017*, 2017.6.21, p.29. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/620838/Queens_speech_2017_background_notes.pdf> なお、当該演説の全体像に関しては、田村祐子「立法情報【イギリス】2017年度議会新会期の予定法案」『外国の立法』No.272-2, 2017.8, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10404457_po_02720203.pdf?contentNo=1> を参照。

³ 1ポンドは約151円（平成30年6月分報告省令レート）。

⁴ *op.cit.*(2), p.30. 世界シェアに関する目標の出典も、同様である。

⁵ Space Industry HL Bill (2017-19) [7] <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2017-2019/0007/18007.pdf>>

⁶ Space Industry Act 2018 c.5. <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/5/pdfs/ukpga_20180005_en.pdf>

1986年法で対応した国連宇宙諸条約⁷にとどまらない国際的な義務に合致するよう、イギリスにおける「宇宙飛行活動」に関する規制の枠組みを設ける。「宇宙飛行活動」は、「宇宙活動」と「準軌道における活動（sub-orbital activities）」から成る。宇宙活動は、宇宙物体の打上げ・運用のほか、宇宙空間におけるあらゆる活動を含む。これに対して、準軌道における活動は、宇宙観光を目的として、成層圏（高さ約10～50km）まで到達するが、人工衛星のように地球を周回することなく地表に戻ってくるような活動を指す。なお、宇宙物体に加えて、宇宙飛行活動のために使用され、かつ、成層圏より上空で活動できるロケットその他の機体及び人員を乗せて成層圏に到達できる気球を「宇宙機」と定義し、宇宙機の発着又はその運搬のための航空機の離陸の場を「宇宙港」と定義している。

(2) 免許制度

イギリスにおける宇宙飛行活動及び宇宙港事業に関して、免許制度を設ける。宇宙飛行活動を行うには「事業者免許」、宇宙港事業を行うには「宇宙港免許」が必要となる。

いずれの免許の付与に関しても、国家安全保障を損なわないこと、必要な資金及び技術を申請者が保持すること並びに所定の環境影響評価を実施することが求められる。さらに、事業者免許の付与に当たり、事業者が、宇宙機又はその運搬のための航空機に乗る全ての者の健康及び安全に関するリスク評価を行い、合理的に実行できる範囲で、当該リスクが低くなるような措置を全て採るよう求めている。同様に、宇宙港免許に関しても、合理的に実行できる範囲で、公共の安全へのリスクが低くなるような措置を全て講じたときのみなされない限り、当該免許は付与されない。このほか、規制当局は、免許の付与に当たり、更に条件を追加することができる。

(3) 規制当局の任命

国務大臣は、2018年法に定める権能を行使する規制当局として、民間航空行政を所掌する民間航空管理局（Civil Aviation Authority: CAA）又はその他の者を任命することができる。

(4) 安全の確保

宇宙飛行活動に参加する個人の安全確保のため、以下の規定を設ける。①事業者免許の保有者は、インフォームドコンセントに係る要件並びに年齢及び意思能力に関する所定の基準を満たしていない個人に対して、宇宙飛行活動への参加を認めてはならない。②政府は、宇宙飛行活動参加者等の訓練、適性及び健康基準について定める規則のほか、宇宙港事業及び宇宙飛行活動等が安全に実施されるための要件を定める規則を制定する。

(5) 損害への対応

公共の安全を推進するため、①宇宙飛行活動のために事業者が使用している機体又は宇宙物体によりもたらされた損害に対する当該事業者の責任、②免許を保有している事業者による宇宙飛行活動に起因する損害の賠償金額が保険金額以上であった場合の国による補償、③免許保有者及びその他の宇宙飛行活動に従事する者に関する保険の要件について定める。

(6) 適用法令

イギリス国内で犯罪に該当する行為が、同国から打ち上げられた宇宙機等で行われた場合には、イギリス刑法を適用する。

参考文献

- ・ Explanatory Notes, Space Industry Act 2018. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/5/pdfs/ukpgaen_20180005_en.pdf>

⁷ 1967年宇宙条約、1968年宇宙救助返還協定、1972年宇宙損害責任条約、1975年宇宙物体登録条約を指す。